

○浦安市子ども・子育て支援法の施行及び保育の利用に関する規則

平成27年 3月13日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）の施行並びに保育の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(支給要件)

第3条 府令第1条の5第1号の市町村が定める時間は、64時間とする。

2 府令第1条の5第10号の市町村が認める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 府令第1条の5第4号に類するものとして月を単位に64時間以上別居の親族を介護し、又は看護することを常態とすること。
- (2) 府令第1条の5第7号に類するものとして同号に掲げるもののほか、就労に必要な知識や技能を習得するために月を単位に64時間以上就学していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が認める状態にあること。

(令元規則29・一部改正)

(教育・保育給付認定の申請書の様式)

第4条 府令第2条第1項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 施設型給付費等支給認定申請書（市長が別に指定するもの）
- (2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼特定教育・保育施設特定地域型保育事業利用調整申請書兼保育所入所申込書（市長が別に指定するもの）

(令元規則29・一部改正)

(保育必要量の認定)

第5条 府令第4条第2項に規定する保育必要量の認定を同条第1項本文に規定する区分に分けて行うことが適当でないとする場合の保育必要量は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 府令第1条の5第3号に掲げる事由 1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）。ただし、教育・保育給付認定保護者の疾病又は障がいにより当該教育・保育給付認定保護者が小学校就学前子どもを特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所へ送迎することができない等市長がやむを得ないと認める場合は、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）とする。

(2) 府令第1条の5第6号及び第9号に掲げる事由 1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）。)

(令元規則29・一部改正)

(教育・保育給付認定の通知書等の様式)

第6条 法第20条第4項前段及び第5項の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（却下）通知書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 法第20条第4項後段に規定する支給認定証は、支給認定証（別記第2号様式）とする。

3 法第20条第6項ただし書の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定処理見込期間等通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(令元規則29・一部改正)

(教育・保育給付認定の有効期間)

第7条 府令第8条第4号ロの市町村が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号の市町村が定める期間は、当該小学校就学前子どもの保護者が育児休業をする場合の当該育児休業に係る子どもが2歳に達する月の末日までとする。

3 府令第8条第7号の市町村が定める期間は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第3条第2項第1号に掲げる事由 府令第8条第2号に定める期間
- (2) 第3条第2項第2号に掲げる事由 府令第8条第5号に定める期間
- (3) 第3条第2項第3号に掲げる事由 市長が別に定める期間

4 府令第8条第13号の市町村が定める期間は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第3条第2項第1号に掲げる事由 府令第8条第8号に定める期間
- (2) 第3条第2項第2号に掲げる事由 府令第8条第11号に定める期間
- (3) 第3条第2項第3号に掲げる事由 市長が別に定める期間

(平29規則47・令元規則29・一部改正)

(教育・保育給付認定の現況届)

第8条 府令第9条第1項の届書は、教育・保育給付認定現況届（市長が別に指定するもの）とする。

(令元規則29・一部改正)

(教育・保育給付認定の変更認定の申請書の様式等)

第9条 府令第11条第1項の申請書及び府令第15条第1項の届書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書兼申請内容変更届出書兼特定教育・保育施設特定地域型保育事業変更利用調整申請書兼保育所入所変更申込書兼施設等利用給付認定変更申請書（市長が別に指定するもの）とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請内容の変更の届出が転居による居住地の変更である場合は、市長が別に指定する届書に代えることができる。

(令元規則29・一部改正)

(教育・保育給付認定の変更認定の通知書等の様式)

第10条 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段及び第5項の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更認定（却下）通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 法第23条第3項において準用する法第20条第6項ただし書の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更認定処理見込期間等通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

3 府令第12条第1項の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定職権変更認定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(令元規則29・一部改正)

(教育・保育給付認定の取消しの通知書の様式)

第11条 府令第14条第1項の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(令元規則29・一部改正)

(支給認定証の再交付の申請書の様式)

第12条 府令第16条第2項に規定する申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証再交付申請書（別記第8号様式）とする。

(利用調整の申請)

第13条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用を希望する保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼特定教育・保育施設特定地域型保育事業利用調整申請書兼保育所入所申込書（市長が別に指定するもの）に市長が指定する書類を添えて、市長に利用調整（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定による利用についての調整をいう。以下同じ。）の申請を行わなければならない。

(令元規則29・一部改正)

(利用調整)

第14条 市長は、前条の申請があった場合は、利用調整基準点数表（別表第1）及び利用調整基準点数調整表（別表第2）の合計点により利用調整を行うものとし、その点数が同一のときは、基本点と調整点の合計点が同点の場合の判定基準（別表第3）を併せて用いるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、集団保育に耐えることができない場合その他の正当な理由があると認めるときは、利用を承諾しない。

3 市長は、利用調整をしたときは、その結果を特定教育・保育施設特定地域型保育事業利用調整結果通知書（別記第9号様式）により保護者に通知するものとする。

(保育所の入所の承諾)

第15条 市長は、利用調整の結果に基づき保育所の入所を承諾するときは、保育所入所承諾書（別記第10号様式）により保護者に通知するものとする。

(特定教育・保育施設等の変更)

第16条 特定教育・保育施設等の変更を希望する保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書兼申請内容変更届出書兼特定教育・保育施設特定地域型保育事業変更利用調整申請書兼保育所入所変更申込書兼施設等利用給付認定変更申請書（市長が別に指定するもの）又は特定教育・保育施設特定地域型保育事業変更利用調整申請書兼保育所入所変更申込書（市長が別に指定するもの）により市長に特定教育・保育施設等の変更の利用調整の申請を行わなければならない。

2 第14条第1項及び第3項並びに前条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

(令元規則29・一部改正)

(保育所の退所の届出)

第17条 保護者は、教育・保育給付認定の効力がなくなったとき、又は保育所を退所しようとするときは、保育所退所届（別記第11号様式）により市長に届け出なければならない。

(令元規則29・一部改正)

(保育所の利用の解除等)

第18条 市長は、集団保育に耐えることができない場合その他の正当な理由があると認めるときは、保育所における保育の利用を解除し、又は停止することができる。

2 市長は、前項の規定により保育所における保育の利用を解除し、又は停止したときは、保育所利用解除・停止決定通知書（別記第12号様式）により保護者に通知するものとする。

(施設等利用給付認定の申請書の様式)

第19条 府令第28条の3第1項の申請書は、施設等利用給付認定申請書（市長が別に指定するもの）とする。

(令元規則29・追加)

(施設等利用給付認定の通知書等の様式)

第20条 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定却下通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

3 法第30条の5第5項ただし書の規定による通知は、施設等利用給付認定処理見込期間等通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

（令元規則29・追加）

（施設等利用給付認定の有効期間）

第21条 府令第28条の5第4号口の市町村が定める期間は、90日とする。

2 府令第28条の5第6号の市町村が定める期間は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 府令第1条の5第9号に掲げる事由 当該小学校就学前子どもの保護者が育児休業をする場合の育児休業に係る子どもが2歳に達する月の末日まで

(2) 第3条第2項第1号に掲げる事由 府令第8条第2号に定める期間

(3) 第3条第2項第2号に掲げる事由 府令第8条第5号に定める期間

(4) 第3条第2項第3号に掲げる事由 市長が別に定める期間

（令元規則29・追加）

（施設等利用給付認定の現況届）

第22条 府令第28条の6第1項の届書は、施設等利用給付認定現況届（市長が別に指定するもの）とする。

（令元規則29・追加）

（施設等利用給付認定の変更認定の申請書の様式等）

第23条 府令第28条の8第1項の申請書及び府令第28条の12第1項の届書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書兼申請内容変更届出書兼特定教育・保育施設特定地域型保育事業変更利用調整申請書兼保育所入所変更申込書兼施設等利用給付認定変更申請書（市長が別に指定するもの）とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請内容の変更の届出が転居による居住地の変更である場合は、市長が別に指定する届書に代えることができる。

（令元規則29・追加）

（施設等利用給付認定の変更認定の通知書等の様式）

第24条 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更認定通知書（別記第16号様式）により行うものとする。

2 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更認定却下通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

3 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第5項ただし書の規定による通知は、施設等利用給付認定変更認定処理見込期間等通知書（別記第18号様式）により行うものとする。

4 府令第28条の9第1項の規定による通知は、施設等利用給付認定職権変更認定通知書（別記第19号様式）により行うものとする。

（令元規則29・追加）

（施設等利用給付認定の取消しの通知書の様式）

第25条 府令第28条の11の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書（別記第20号様式）により行うものとする。

（令元規則29・追加）

（施設等利用費の支給方法等）

第26条 府令第28条の19第1項の請求書は、施設等利用費請求書（市長が別に指定するもの）とする。

（令元規則29・追加、令2規則73・一部改正）

（補則）

第27条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て支援法の施行及び保育の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令元規則29・追加）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、法の施行の日から施行する。

（浦安市保育の実施に関する条例施行規則の廃止）

2 浦安市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年規則第32号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第3条第1項の規定の適用については、同項中「府令第1条の5第1号」とあるのは「府令附則第2条の規定により読み替えて適用される府令第1条の5第1号」と、「とする。」とあるのは「とする。ただし、この規則の施行前から引き続き特定教育・保育施設を利用している場合は、市長が必要と認める時間とする。」とする。

(令元規則29・一部改正)

- 4 この規則の施行前に浦安市家庭的保育事業を利用している者に係る別表第2の規定の適用については、同表に定めるもののほか、次の表により利用調整基準点数の調整を行うものとする。

番号	保護者等の状況	調整点
1	浦安市家庭的保育事業を利用している場合（2の項又は別表第2の7の項若しくは24の項に該当する場合を除く。）	+ 1
2	浦安市家庭的保育事業を利用している場合であって、年齢要件から当該事業の利用ができなくなるとき（家庭的保育事業を継続して6か月以上（予定を含む。）利用する場合に限る。）	+ 2

附 則（平成28年1月15日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第17号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月8日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第29号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第3の改正規定及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、施行日以後に子ども・子育て支援法施行

規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第6号に掲げる事由に該当した場合に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の規定による認定について適用し、施行日前に同号に掲げる事由に該当した場合に係る同項の規定による認定については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第3の規定は、令和2年4月1日以後からの利用又は変更に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定による利用の調整について適用し、同日前からの利用又は変更に係る同項の規定による利用の調整については、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月30日規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、施行日以後からの利用又は変更に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定による利用の調整について適用し、施行日前からの利用又は変更に係る同項の規定による利用の調整については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月8日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年10月11日規則第63号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後からの利用又は変更に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定による利用の調整について適用し、施行日前からの利用又は変更に係る同項の規定による利用の調整については、なお従前の例による。

別表第1（第14条第1項）

（令2規則73・一部改正）

利用調整基準点数表

番号	保護者の状況				基本点		
1	就労	外勤又は 居宅外自 営	1週間の労働時間が40時間以上である場合		50		
			1週間の労働時間が35時間以上40時間未満である場合		45		
			1週間の労働時間が30時間以上35時間未満である場合		40		
			1週間の労働時間が25時間以上30時間未満である場合		35		
			1週間の労働時間が16時間以上25時間未満である場合		30		
2	出産	出産前後の休養のため保育に当たることができない場合			50		
3	疾病 又は 障がい	疾病又は負 傷	1か月以上の入院（予定を含む。）		50		
			居宅 内療 養	常時 ^が 臥床	1か月以上の常時 ^が 臥床の場合	50	
				精神性		50	
				一般療養	安静	医師が1か月以上安静を要すると診断した者	40
					通院 加療	医師が1か月以上通院加療を要すると診断した者	30
			障がい	身体障害者手帳の交付を受けている場合	身体障害者障害程度等級が1級又は2級である場合		50
					身体障害者障害程度等級が3級又は4級（聴覚障がいの場合に限る。）である場合		40
					身体障害者障害程度等級が4級（聴覚障がいの場合を除く。）、5級、6級又は7級である場合		30
療育手帳の交付	知的障がい	（A））、Aの1又は		50			

			付を受けている場合	の障がい程度	はAの2である場合 Bの1である場合 Bの2である場合	40 30
			精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合			50
4	介護	病院、施設、学校等の付添い	付添いを常態としている場合			※①
		自宅介護	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護を常態としている場合	身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障がいの障がいの程度が(A)、Aの1又はAの2及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	50	
				身体障害者障害程度等級が3級又は4級(聴覚障がいの場合に限る。)、知的障がいの障がいの程度がBの1である場合	45	
				身体障害者障害程度等級が4級(聴覚障がいの場合を除く。)、5級、6級又は7級、知的障がいの障がいの程度がBの2である場合	30	
5	災害	震災、風水害、火災等で家屋が失われ又は損傷を受け、その復旧に当たっている場合			50	
6	その他	不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等			50
		求職	就労の内定・開業予定・未定			20
		就学等	不就労であるが、就学・技能習得のため通学を常態としている場合			※①

	上記以外	児童の保護者が前各区分に掲げるものに類する状態にあることにより、当該児童を保育することができないと認められる場合	※②
--	------	--	----

備考

- 1 基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。
- 2 保護者のうち、どちらか低い方の基本点によるものとする。
- 3 ※①については1の項を準用し、※②については1の項から6の項までを準用する。
- 4 千葉県知事以外の者が交付する療育手帳の障がいの程度については、千葉県知事が交付する障がいの程度に相当する障がいの程度の区分を適用する。
- 5 介護の病院、施設、学校等の付添いで付添いを常態としている場合には、移動時間を含むものとする。

別表第2（第14条第1項）

（令2規則73・令5規則63・一部改正）

利用調整基準点数調整表

番号	保護者等の状況	調整点
1	不存在等の場合（死亡、行方不明、拘禁、未婚、離婚、離婚調停中の別居等の理由により両親不存在又はひとり親の状態にある場合）	+10
2	1の項に準ずる場合として、利用の開始の予定日時点で更に1か月以上（予定を含む。）の入院が必要であるとき。	+5
3	1の項に準ずる場合として、利用の開始の予定日時点で単身赴任にあるとき。	+5
4	生活保護法による被保護世帯である場合	+7
5	各々の保護者の市民税（4月から8月までの利用に係る利用調整にあつては利用年度の前年度の市民税をいい、9月から翌年3月までの利用に係る利用調整にあつては利用年度の現年度の市民税をいう。以下同じ。）が非課税である場合。ただし、4	+5

	の項に該当する場合を除く。	
6	育児休業（雇用保険の被保険者の休業に限る。）の取得に伴い、産前休暇の開始日から出産日の属する月の2か月後の月末までに市内の施設等の利用契約を解除した場合であって、当該育児休業の期間の終了により元の職務に復帰するとき（育児休業に係る児童が生後7か月に達する日の属する月以降の利用に係る利用調整の場合に限る。）。	+10
7	産前産後休暇又は育児休業（雇用保険の被保険者の休業に限る。）の期間の満了により元の職務に復帰する場合（第16条第2項において準用する第14条第1項の規定による利用調整の場合を除く。）	+1
8	保護者が、次のいずれかに該当するとき（第16条第2項において準用する第14条第1項の規定による利用調整の場合を除く。） （1） 市内の施設等において保育士又は幼稚園教諭として1週間に16時間以上勤務しているとき又は勤務することが内定しているとき。 （2） 市内の施設等において保育士又は幼稚園教諭として1週間に16時間以上勤務していた保護者であって、育児休業（雇用保険の被保険者の休業に限る。）の期間の満了により元の職務に復帰するとき。	+1
9	別表第1の6の項の就労の内定・開業予定であって、1週間の労働時間が40時間以上である場合	+5
10	別表第1の6の項の就労の内定・開業予定であって、1週間の労働時間が35時間以上40時間未満である場合	+4
11	別表第1の6の項の就労の内定・開業予定であって、1週間の労働時間が30時間以上35時間未満である場合	+3
12	別表第1の6の項の就労の内定・開業予定であって、1週間の労働時間が25時間以上30時間未満である場合	+2
13	別表第1の6の項の求職の内定・開業予定であって、1週間の	+1

	労働時間が16時間以上25時間未満である場合	
14	保護者のうち生計中心者が解雇又は倒産により求職中である場合	+ 1
15	保護者が身体障害者手帳（身体障害者障害程度等級が1級、2級、3級又は4級の場合に限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、別表第1の4の項以外の状況である場合	+ 1
16	既に施設等を他の兄弟姉妹が利用（施設等の利用の内定を含み、利用日の属する年度に小学校就学の予定がある場合を除く。）している場合であって、当該施設等の利用を希望するとき。	+ 1
17	利用調整に係る児童を市で利用調整しない保育施設等に有償で預けていることを常態としている場合（7の項、23の項又は24の項に該当する場合を除く。）	+ 1
18	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（小学校就学前の児童（満6歳未満）に限る。）が3人以上いる場合	+ 4
19	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（小学校就学前の児童（満6歳未満）に限る。）が2人いる場合	+ 3
20	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（小学校就学前の児童（満6歳未満）に限る。）が1人いる場合	+ 2
21	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童（満6歳未満）を除いたものに限る。）が2人以上いる場合	+ 1
22	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童（満6歳未満）を除いたものに限る。）が1人いる場合	+ 0.5
23	市で利用調整をしない保育施設等で市長が指定したものの廃止に伴い施設等の利用を希望する場合（利用調整に係る児童を当	+ 3

	該保育施設等に有償で預けていることを常態としている場合に限り、当該保育施設等が廃止されることを市が確認した日以後に当該保育施設等の利用を開始した場合を除く。)	
24	施設等の廃止に伴い他の施設等の利用を希望する場合	+ 3
25	浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）第42条第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設（同項に規定する連携施設をいう。）が確保されなくなったため、当該特定地域型保育の提供期間の終了に伴い施設等の利用を希望する場合。ただし、24の項に該当する場合を除く。	+ 3
26	利用調整の後に利用契約の締結を自己都合により辞退した場合（その辞退が利用の開始の予定日の属する年度内である場合であって、その辞退の後に施設等を最初に利用するまでの間に限る。）	- 10
27	18歳以上64歳未満の同居人がいて、その者が就労、疾病・障がい、介護等以外で保育に当たることができると認められる場合	- 1

備考 基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。ただし、18の項から22の項まで及び26の項は、利用日の属する年度の前年度の末日における年齢による。

別表第3（第14条第1項）

（令元規則29・令2規則73・一部改正）

基本点と調整点の合計が同点の場合の判定基準

番号	判定基準
1	判定する世帯のうち、各々の世帯のいずれかの基本点が低い保護者を比較し、その基本点が高い世帯
2	判定する世帯のうち、各々の世帯のいずれかの基本点が高い保護者を比較し、その基本点が高い世帯
3	別表第2の1の項の状況にある世帯
4	別表第2の4の項の状況にある世帯

5	別表第2の2の項の状況にある世帯
6	別表第2の3の項の状況にある世帯
7	別表第2の5の項の状況にある世帯
8	別表第2の16の項の状況にある世帯
9	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（小学校就学前の児童（満6歳未満）に限る。）の人数が多い世帯
10	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童（満6歳未満）を除いたものに限る。）の人数が多い世帯
11	疾病又は障がいをもつ保護者がいる世帯
12	18歳以上64歳未満の同居人（就労、疾病・障がい、介護等で保育に当たることができないと認められる者を除く。）がいない世帯
13	各々の保護者の市民税が均等割のみを課されている世帯
14	市民税の所得割が課されている世帯で、当該所得割の合計額が低い世帯
15	次のいずれかの保護者がいない世帯 (1) 保育料を6か月以上滞納し、かつ、市が実施する納付相談等に応じていない保護者 (2) 保育料の納入に係る誓約に基づく支払を履行していない保護者
16	保護者の市民税の課税所得の合計額が低い世帯

備考

- 1 基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。ただし、9の項、10の項及び12の項は、利用日の属する年度の前年度の末日における年齢による。
- 2 判定基準の適用は、番号の低いものからとする。
- 3 5の項、6の項及び11の項の判定基準は、保護者のうち、いずれかの者が該当することをもって適用する。ただし、複数の保護者が該当する世帯がある場合は、当該世帯を優先するものとする。
- 4 9の項及び10の項の判定基準の適用は、その人数が同数の場合にあっては、兄弟姉妹の年齢の合計が低い世帯を兄弟姉妹の多い世帯とみなす。

別 記

第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった施設型給付費・地域型保育給付費等支給について、子ども・子育て支援法第20条第1項・第3項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 小学校就学前子どもの氏名
- 2 決定の内容 認定・却下
- 3 却下の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算

して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号様式（第6条第2項）

支給認定証

年 月 日

浦安市長



認定番号		
保護者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
子ども	氏名	
	生年月日	年 月 日
子どもの区分		
保育を必要とする事由		
保育必要量		
有効期間		
備考		

第3号様式（第6条第3項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定処理見込期間等通知書

年 月 日付けで申請のあった施設型給付費・地域型保育給付費等支給について、子ども・子育て支援法第20条第6項ただし書の規定により次のとおり延期することとしたので、通知します。

1 処理見込期間

2 理由

第4号様式（第10条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更について、子ども・子育て支援法第23条第2項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 小学校就学前子どもの氏名
- 2 決定の内容 認定・却下
- 3 却下の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内

であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第10条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更認定処理見込期間等通知書

年 月 日付けで申請のあった施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更について、子ども・子育て支援法第23条第3項において準用する同法第20条第6項ただし書の規定により次のとおり延期することとしたので、通知します。

- 1 処理見込期間
- 2 理由

第6号様式（第10条第3項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定職権変更認定通知書

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定職権変更について、子ども・子育て支援法第23条第4項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 小学校就学前子どもの氏名
- 2 決定の内容
- 3 変更の理由
- 4 支給認定証の提出
 - (1) 提出先
 - (2) 提出期限

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査

請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第11条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消通知書

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消について、子ども・子育て支援法第24条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 小学校就学前子どもの氏名
- 2 教育・保育給付費の取消しの理由
- 3 支給認定証の返還
 - (1) 返還先
 - (2) 返還期限

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算

して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第12条）

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所

保護者 氏名

生年月日

個人番号

電話番号

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証再交付申請書

支給認定証の再交付を受けたいので、子ども・子育て支援法施行規則第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認定番号																					
小学校就学 前子ども	氏名																				
	保護者との続柄																				
	生年月日	年 月 日																			
	個人番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																			
申請の理由	1 破損・汚れ 2 紛失 3 その他（ ）																				
特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合の当該施設等の名称																					

備考

- 1 申請の理由が「1 破損・汚れ」の場合は、支給認定証を添付してください。
- 2 申請の理由が「2 紛失」の場合であって支給認定証の再交付を受けた後に紛失した支給認定証を発見したときは、これを返還してください。

第9号様式（第14条第3項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



特定教育・保育施設特定地域型保育事業利用調整結果通知書

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「施設等」という。）の利用について、児童福祉法第73条第1項の規定により読み替えて適用される同法第24条第3項の規定により利用調整を行ったので、次のとおり通知します。

1 利用調整の対象児童

児童の氏名及び生年月日	
-------------	--

2 利用調整の結果

(1) 次のとおり施設等の利用が内定しました。

利用が内定した施設等の 名称及び住所	
利用の期間	

(2) 次の理由により 年 月 日からの施設等の利用ができません。

理由	
----	--

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（第15条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



保育所入所承諾書

保育所の入所を承諾するので、次のとおり通知します。

児童の氏名	
保育所の名称及び 住所	
保育の利用の期間	年 月 日 から まで

第 1 1 号様式（第 17 条）

保育所退所届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所

保護者 氏名

生年月日

電話

教育・保育給付認定の効力がなくなり、又は保育所を退所したいので、浦安市子ども・子育て支援法の施行及び保育の利用に関する規則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

保育所の名称			
児童の氏名	生年月日		
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
退所の日	年	月	日
退所の理由 <input type="checkbox"/> 1 市外への転出 転出先の住所 _____ 転出日 _____年 _____月 _____日 ※ 転出する月の翌月以降も、現在利用している保育所の利用の継続を 【 <input type="checkbox"/> 希望する。 <input type="checkbox"/> 希望しない。 】 <input type="checkbox"/> 2 期間の終了 【 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 就学】 <input type="checkbox"/> 3 自宅での保育 <input type="checkbox"/> 4 他の施設・事業の利用 【 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 家庭的保育（保育ママ） <input type="checkbox"/> 小規模保育 <input type="checkbox"/> その他（施設・事業の名称 _____） 】 <input type="checkbox"/> 5 その他 [_____]			
備 考			

第12号様式（第18条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



保育所利用解除・停止決定通知書

浦安市子ども・子育て支援法の施行及び保育の利用に関する規則第18条第1項の規定により保育所における保育の利用を解除し、又は停止したので、次のとおり通知します。

児童の氏名	
保育所の名称	
保育所の利用の解除 又は停止の内容	
理由	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

て6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式（第20条第1項）

施設等利用給付認定通知書

第 号
年 月 日

浦安市長



年 月 日付けで申請のあった施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の5第3項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

認定番号		
保護者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
子ども	氏名	
	生年月日	年 月 日
決定年月日		
認定区分		
保育を必要とする事由		
有効期間		
備考		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式（第20条第2項）

施設等利用給付認定却下通知書

第 号
年 月 日

浦安市長



年 月 日付けで申請のあった施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の5第4項の規定により次のとおり却下しましたので、通知します。

保護者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
子ども	氏名	
	生年月日	年 月 日
却下年月日		
却下の理由		
備考		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第15号様式（第20条第3項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

施設等利用給付認定処理見込期間等通知書

年 月 日付けで申請のあった施設等利用給付認定について、
子ども・子育て支援法第30条の5第5項ただし書の規定により次のとおり延期
することとしたので、通知します。

1 処理見込期間

2 理由

第16号様式（第24条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



施設等利用給付認定変更認定通知書

年 月 日付で申請のあった施設等利用給付認定の変更認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第3項において準用する同法第30条の5第3項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

認定番号		
保護者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
子ども	氏名	
	生年月日	年 月 日
変更年月日		
認定区分		
保育を必要とする事由		
有効期間		
備考		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第17号様式（第24条第2項）

施設等利用給付認定変更認定却下通知書

第 号
年 月 日

浦安市長



年 月 日付けで申請のあった施設等利用給付認定の変更認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第3項において準用する同法第30条の5第4項の規定により次のとおり却下しましたので、通知します。

保護者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
子ども	氏名	
	生年月日	年 月 日
却下年月日		
却下の理由		
備考		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第18号様式（第24条第3項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



施設等利用給付認定変更認定処理見込期間等通知書

年 月 日付けで申請のあった施設等利用給付認定の変更認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第3項において準用する同法第30条の5第5項ただし書の規定により次のとおり延期することとしたので、通知します。

1 処理見込期間

2 理由

第19号様式（第24条第4項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

施設等利用給付認定職権変更認定通知書

施設等利用給付認定職権変更について、子ども・子育て支援法施行規則第28条の9の規定により次のとおり決定したので、通知します。

認定番号		
保護者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
子ども	氏名	
	生年月日	年 月 日
変更年月日		
認定区分		
保育を必要とする事由		
有効期間		
備考		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第20号様式（第25条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

施設等利用給付認定取消通知書

施設等利用給付認定の取消しについて、子ども・子育て支援法施行規則第28条の11の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 子どもの氏名
- 2 施設等利用給付認定の取消しの理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。